

島根県報

第一、三八六号
平成十四年七月十九日
(金曜日)

目 次

規 則

ふるさと島根の景観づくり条例施行規則の一部を改正する規則 (景観自然課) 一

告 示

土地改良区の役員就任及び退任

保安林予定森林

解除予定保安林

漁業災害補償法の規定に基づく同意

公有水面埋立ての免許

地籍調査の成果の認証

土地収用法の規定に基づく収用手続の開始

都市計画事業の認可

公 告

収去飼料の試験結果の概要

特定漁港漁場整備事業計画の公表

都市計画決定の図書の縦覧

都市計画変更の図書の縦覧

雑 報

島根県警察建設工事入札結果等閲覧規程の一部改正

(警察本部)

八

規 則

公布された条例等のあらまし

◇ふるさと島根の景観づくり条例施行規則の一部を改正する規則(規則第六十九号)

一 規則の概要

緑資源公団法、雇用・能力開発機構法及び中小企業総合事業団法の制定等により、所要の改正を行うこととした。(第九条関係)

二 施行期日

公布の日から施行することとした。

ふるさと島根の景観づくり条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年七月十九日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第六十九号

ふるさと島根の景観づくり条例施行規則の一部を改正する規則

ふるさと島根の景観づくり条例施行規則(平成四年島根県規則第三十一号)の一部を次のように改正する。

第九条第二号を次のように改める。

二 緑資源公団

第九条中第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号を第七号とし、同号の次に次の一号を加える。

八 雇用・能力開発機構

第九条中第九号を削り、第十号を第九号とし、第十一号を第十号とし、第十二号を第十一号とし、同号の次に次の一号を加える。

十二 中小企業総合事業団

第九条中第十三号を削り、第十四号を第十三号とし、第十五号を第十四号とする。
附 則
この規則は、公布の日から施行する。

告 示

島根県告示第六百五十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次の土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成十四年七月十九日

島根県知事 澄 田 信 義

益田市土地改良区

一 就任した役員の氏名及び住所
理事

- 伊藤 修二 益田市乙吉町イ三三七番地一〇
- 大畑 守正 益田市中吉田町四五四番地
- 林 正 益田市高津町二丁目二五番二〇号
- 尾庭 茂喜 益田市虫追町イ七九六番地三
- 波田 恒雄 益田市大草町一〇九一番地の内第二
- 須藤 直紀 益田市飯田町五四一番地
- 大谷 榮 益田市遠田町二一四一番地
- 田原 泰長 益田市馬谷町イ三九五番地一
- 千振 徹朗 益田市金山町イ三五〇番地一
- 錢本 英幸 益田市戸田町ロ三二七番地
- 宅野 昭二 益田市横田町二三六六番地二
- 林 利彦 益田市桂平町一〇九二番地
- 石川 哲朗 益田市薄原町ロ一九四番地八
- 大畑 正 益田市下本郷町七〇四番地一

監事

三 退任した役員の氏名及び住所
理事

- 中島 啓佐 益田市高津町五丁目二六番二五号
- 中村 薫 益田市昭和町一番一三号
- 大内 功 益田市市川登町二九三番地
- 二 就任年月日
平成十四年六月二十五日
- 牛尾 郁夫 益田市幸町八番地二一号
- 大畑 守正 益田市中吉田町四五四番地
- 尾庭 茂喜 益田市虫追町イ七九六番地三
- 奥田 洋一 益田市下種町七〇七番地
- 林 正 益田市高津町二丁目二五番二〇号
- 波田 恒雄 益田市大草町一〇九一番地の内第二
- 林 利彦 益田市桂平町一〇九二番地
- 中村 薫 益田市昭和町一番一三号
- 木村 誉 益田市向横田町イ二五番地一
- 大谷 榮 益田市遠田町二一四一番地
- 御神本茂晴 益田市大谷町五〇六番地
- 須藤 直紀 益田市飯田町五四一番地
- 田原 泰長 益田市馬谷町イ三九五番地一
- 宅野 昭二 益田市横田町二三六六番地二
- 千振 徹朗 益田市金山町イ三五〇番地一
- 錢本 英幸 益田市戸田町ロ三二七番地
- 監事
- 矢富 堅三 益田市津田町一三一〇番地二
- 大内 功 益田市市川登町二九三番地
- 大畑 修 益田市中島町イ一五九番地
- 石川 哲朗 益田市薄原町ロ一九四番地八

島根県告示第六百五十九号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成十四年七月十九日

島根県知事 澄 田 信 義

一 保安林予定森林の所在場所

簸川郡多伎町大字多岐一六二三の五、大字久村二三九五の六、二三九九の二四、二四

二五の一（次の図に示す部分に限る。）

二 指定の目的

風害の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市

町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び多

伎町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第六百六十号

次の保安林を解除予定保安林としたから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成十四年七月十九日

島根県知事 澄 田 信 義

一 解除予定保安林の所在場所

簸川郡多伎町大字多岐一六二三の三、一六二三の四、大字久村一六三の二、一六四の二、二三九五の四、二四一六の二、二四一七の二、二四一八の一、二四一九の一、二四二一の一

二 保安林として指定された目的

風害の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

島根県告示第六百六十一号

次の加入区の漁業の区分については、漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第百八条の二第三項の規定による同意があったと認めたので、同条第六項において準用する同法第百五条の二第四項の規定により告示する。

平成十四年七月十九日

島根県知事 澄 田 信 義

(一) 加入区の名称

浜田市加入区

(二) 加入区の区域

浜田市漁業協同組合の地区の区域

(三) 漁業の区分

ぶり定置漁業及び小型雑魚定置漁業区分

(四) 加入区の名称

益田市加入区

(五) 加入区の区域

益田市漁業協同組合の地区の区域

(六) 漁業の区分

中・小型まき網漁業区分

島根県告示第六百六十二号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二条第一項の規定に基づき、次のとおり公有水面埋立てを免許したので、同法第十一条の規定により告示する。

平成十四年七月十九日

島根県知事 澄田信義

一 免許年月日

平成十四年七月八日

二 免許受人

松江市殿町一番地

島根県 代表者 島根県知事 澄田信義

三 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域

1 埋立区域

(一) 位置

平田市小伊津町一五二〇―一番から一七〇三―三番地先に至る公有水面

(二) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び①の地点と㉗の地点を結んだ線により囲まれた区域。

- ①の地点 小伊津漁港漁港原点(北緯三五度三〇分〇〇秒、東経一三二度五〇分二四秒、以下「原点」という)から一二四度三七分五五秒に七五・五三 m の地点
- ②の地点 ①の地点から三四度五一分五七秒に二九・五五 m の地点
- ③の地点 ②の地点から九四度〇二分二五秒に六六・五二 m の地点
- ④の地点 ③の地点から四度〇二分二二秒に七・一二 m の地点
- ⑤の地点 ④の地点から九四度〇三分〇五秒に二・五九 m の地点
- ⑥の地点 ⑤の地点から一八四度〇二分四三秒に三・一〇 m の地点
- ⑦の地点 ⑥の地点から九四度〇二分二九秒に七〇・八五 m の地点
- ⑧の地点 ⑦の地点から四度〇一分三七秒に三・一〇 m の地点
- ⑨の地点 ⑧の地点から九四度〇一分四八秒に一・五六 m の地点
- ⑩の地点 ⑨の地点から六四度〇二分四七秒に一・五六 m の地点

⑪の地点 ⑩の地点から一五四度〇三分一三秒に三・一〇 m の地点

⑫の地点 ⑪の地点から六四度〇二分二九秒に七〇・八五 m の地点

⑬の地点 ⑫の地点から三三四度〇三分一三秒に三・一〇 m の地点

⑭の地点 ⑬の地点から六四度〇三分一三秒に二・五九 m の地点

⑮の地点 ⑭の地点から一五四度〇三分一三秒に〇・四〇 m の地点

⑯の地点 ⑮の地点から六四度〇三分一三秒に三・一〇 m の地点

⑰の地点 ⑯の地点から三三四度〇三分一二秒に三〇・四〇 m の地点

⑱の地点 ⑰の地点から二二四度〇四分一六秒に三・一〇 m の地点

⑲の地点 ⑱の地点から三三四度〇三分〇一秒に三・七五 m の地点

⑳の地点 ⑲の地点から六四度〇二分一〇秒に五六・三四 m の地点

㉑の地点 ⑳の地点から七三度一〇分五六秒に六・八〇 m の地点

㉒の地点 ㉑の地点から九一度二五分一五秒に六・七九 m の地点

㉓の地点 ㉒の地点から一〇〇度三二分五四秒に一七・七二 m の地点

㉔の地点 ㉓の地点から九一度二五分二九秒に五・二五 m の地点

㉕の地点 ㉔の地点から七三度〇九分四七秒に五・二五 m の地点

㉖の地点 ㉕の地点から六四度〇二分二六秒に一九・一三 m の地点

㉗の地点 ㉖の地点から一五四度〇二分二六秒に七・一八 m の地点

(三) 面積

一一、四五七・四六平方メートル

2 埋立てに関する工事の施行区域

(一) 位置

平田市小伊津町地先の公有水面

(二) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び㉗の地点と㉘の地点とを結んだ線により囲まれた区域

㉗の地点 埋立区域で定める「原点」から一二四度三七分五五秒に七五・五三 m の地点

㉘の地点 ㉗の地点から三一度〇七分五三秒に七三・八二 m の地点

㉙の地点 ㉘の地点から六二度五四分五〇秒に五〇・〇五 m の地点

島根県告示第六百六十四号

調査を行 った者の 名称	調査を行 った時期	成果の名称		調査を行 った 地域	認 証 年 月 日
西郷町	平成十二 十三年度	地籍図	地籍簿	飯田・大来	平成十四年七月十一日
佐田町	平成十二 十三年度	六十九枚	1冊	原田7区・原 田8区の1・ 原田8区の2	平成十四年七月十一日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県告示第六百六十三号
国土調査法(昭和二十六年法律第百八十号)第十九条第二項の規定に基づき、地籍調査
の成果を次のとおり認証したので、同条第四項の規定により告示する。

平成十四年七月十九日

- ㊥の地点 ㊦の地点から九九度五七分二四秒に三九・六六mの地点
- ㊧の地点 ㊨の地点から九四度〇二分二七秒に二六・〇〇mの地点
- ㊩の地点 ㊪の地点から六四度〇二分三二秒に一七三・七六mの地点
- ㊫の地点 ㊬の地点から一五四度〇二分二九秒に五一・〇六mの地点
- ㊭の地点 ㊮の地点から二二四度二分二七秒に一八九・二二mの地点
- ㊯の地点 ㊰の地点から二六四度一八分四〇秒に二六・六九mの地点
- ㊱の地点 ㊲の地点から二七八度四四分九秒に二三・二三mの地点
- ㊳の地点 ㊴の地点から三二二度二五分四一秒に三二・〇〇mの地点

(三) 面積

三一、〇九二・二二平方メートル

四 埋立地の用途
漁港施設用地

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第三十四条の規定に基づき収用の手続を
開始する旨の申立てがあったので、次のとおり告示する。

平成十四年七月十九日

島根県知事 澄 田 信 義

一 起業者の名称
出雲市

二 事業の種類
西谷墳墓群史跡公園整備事業(田園空間整備事業)

三 起業地

イ 収用の部分
島根県出雲市大津町字西谷地内

ロ 使用の部分
なし

四 収用の手続を開始する土地
島根県出雲市大津町字西谷地内

五 土地収用法第三十四条の四第二項の規定による図面の縦覧場所
出雲市役所

島根県告示第六百六十五号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定により、都市計画事業
の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成十四年七月十九日

島根県知事 澄 田 信 義

一 施行者の名称
江津市

二 都市計画事業の種類及び名称
江津都市計画下水道事業
十二号青山洋都市下水道

毎週火・金曜日発行

加茂地区	島根県農林水産部漁港課	島根県隠岐支庁水産局
浦郷地区	島根県農林水産部漁港課	島根県隠岐支庁水産局島前出張所
島根地区	島根県農林水産部水産振興課	島根県松江水産事務所 島根県浜田水産事務所

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第一項の規定による都市計画の決定に係る図書の写しの送付を受けたので、同条第二項の規定により次のとおり縦覧に供する。

平成十四年七月十九日

島根県知事 澄 田 信 義

一 都市計画の種類

出雲都市計画地区計画

二 縦覧場所

島根県土木部都市計画課

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により次のとおり縦覧に供する。

平成十四年七月十九日

島根県知事 澄 田 信 義

一 都市計画の種類

出雲都市計画用途地域

二 縦覧場所

島根県土木部都市計画課

雑 報

島根県警察本部告示第54号

島根県警察建設工事入札結果等閲覧規程（昭和57年島根県警察本部告示第1号）の一部を次のように改正する。

平成14年 7 月19日

島根県警察本部長 警視長 石 田 倫 敏

第2条第2号中「建設工事ごとの」を「建設工事ごとの一般競争入札又は」に改める。

附 則

この告示は、制定の日から施行する。

平成十四年七月十九日印刷
平成十四年七月十九日発行

発行者 島 根 県

発行所 松江市殿町島根県庁
松江市学園南松陽印刷所

定価一箇月 金二千四百二十円（送料共）